

静岡県地域資源活用・地域連携サポートセンター設置・運営要領

第1 趣旨

この要領は、本県の地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む地域資源活用・地域連携事業体の経営改善の取組を支援するため、農山漁村振興交付金交付等要綱（以下、「国要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（以下、「国実施要領」という。）に基づき、県が「静岡県地域資源活用・地域連携サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）を設置、運営するに当たり、必要な事項を定める。

第2 定義

- 1 この要領において「地域資源活用価値創出」とは、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する取組をいう。
- 2 この要領において、「地域資源活用・地域連携事業体」とは、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者等をいう。

第3 サポートセンター（本部、支部）の設置及び運営体制

サポートセンターには、別表1のとおり、本部と支部を設置する。本部には、本部長、統括企画推進員及び本部企画推進員を、支部には支部長及び地域企画推進員を設ける。

第4 本部の役割

- 1 本部長は、サポートセンターの責任者として、本庁関係課と連携を図るほか、支部長と一体となって運営を推進する。また、本部長を経理責任者に位置づける。
- 2 統括企画推進員は、本部長をサポートするほか、全企画推進員の取りまとめ役とし、事業の調整等を行う。
- 3 本部企画推進員は、本部における業務を実施するほか、支部の企画推進員との連携・調整を図る。
- 4 本部の主な役割は、以下の(1)～(6)のとおりとする。なお、(1)の地域支援検証委員会に関する事項の詳細は、別記1に定めるものとする。
 - (1) 地域支援検証委員会の開催による県推進方策、専門家、支援対象者及び重点支援対象者（以下「支援対象者等」という。）の決定、経営改善状況の評価等
 - (2) 県内全域の取組情報の集約と情報発信
 - (3) 静岡県地域資源活用・地域連携ネットワーク連絡会（国実施要領第2の3に定める「地域資源活用・地産地消推進協議会」に位置付ける。）（第11）の運営、支援機関との連携
 - (4) 地域、県域を越えるマッチング等の推進、調整
 - (5) 県外への販路開拓の支援
 - (6) 県内事業者のプレゼン技術や交渉力の向上支援

第5 支部の役割

- 1 支部長は、支部の責任者として、支部内の各課、各班と連携を図りながら、支部をあげて地域資源活用価値創出の推進に取り組むものとする。
- 2 地域企画推進員は、支部内の窓口として、本部や関係機関等との調整を図るほか、支部内の各課、各班の職員と情報共有を密にし、地域資源活用・地域連携事業体に対する支援を実施するものとする。
- 3 支部の主な役割は、以下の(1)～(9)のとおりとする。なお、地域支援検証委員会（支部）に関する事項の詳細は、別記1に定めるものとする。
 - (1) サポートセンターの支援対象者となりうる地域資源活用・地域連携事業体（以下、「支援対象候補者」という。）に対する経営状況の聞き取り
 - (2) 地域支援検証委員会（本部）による支援対象者等の決定及び経営改善状況の評価のための書類作成（別表2のとおり）
 - (3) 支援対象者等への個別支援（相談、専門家派遣による経営改善戦略の策定・実行の支援）
 - (4) 支援対象者等の支援シートの作成（第8）
 - (5) 支援対象者等の経営改善状況調査（第9）
 - (6) 総合化事業計画策定に対する助言
 - (7) 国又は県又は各団体の支援制度・取組事例の紹介
 - (8) 地域支援ネットワーク（第12）の運営、管内支援機関との連携（マッチングや事業連携等）
 - (9) 地域内、県内の販路開拓の支援

第6 専門家による支援

- 1 支部（農林技術研究所支部及び工業技術研究所支部を除く。以下2～4において同じ。）は、第5の3の(3)に定める業務を実施するため、専門家（国実施要領別記2－2第1の11に定める「地域プランナー」に位置付ける。）を派遣することができる。
- 2 専門家は、以下の(1)、(2)及び別記2に定める派遣実施要領、別記3に定める選定要領に基づき、地域支援検証委員会（本部）において選定、登録する。
 - (1) 専門家の候補者は、公募に対し申込みのあった者、支部から推薦された者及び本部が専門家として登録が必要であると判断した者とし、本部が審査にかかる書類の内容を確認し、候補者と面接等を実施する。
 - (2) 専門家の選定、登録は、単年度ごとに行う。
- 3 支部は、専門家を派遣する場合は、上記2により登録した専門家の中から適切な専門家を選定し、派遣要請する。
- 4 専門家は、相談者から相談に係る費用を受領することはできないものとする。
- 5 その他、専門家の派遣に関する事項は、別記2に定めるものとする。

第7 支援状況の報告（支部→本部）

- 1 支部は、静岡県地域資源活用・地域連携サポートセンター月次報告（様式1号）及び

月次報告集計表（様式2号）により、翌月10日までに支援の状況を本部に報告し、情報を共有する。

2 専門家による支援を行った場合は、別に定める専門家支援実施報告書を提出する。

第8 支援シートの作成

支部は、支援対象者等に決定した事業者について、専門家派遣の有無にかかわらず支援シート（国実施要領別紙様式第6号）を作成し、各年度の支援がすべて終了した後、本部へ提出する。

第9 経営改善状況調査

支部は、支援対象者等の支援を実施した年度の翌年度から支援対象者等が定めた目標年度までの間、毎年、支援対象者等の決算後速やかに、国実施要領別紙様式第11号及び第15号により経営改善状況調査を行い、地域支援検証委員会（本部）へ報告する。

第10 地域資源活用・地域連携企画推進員会議

事業の進捗管理や地域資源活用・地域連携事業体への支援状況等を企画推進員間で情報共有するため、「地域資源活用・地域連携企画推進員会議」を開催する。

第11 静岡県地域資源活用・地域連携ネットワーク連絡会

本部は、地域資源活用価値創出を推進するため、県域単位の支援を実施している支援機関との情報共有や連携強化を目的とした静岡県地域資源活用・地域連携ネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）を開催する。

連絡会では、国実施要領第2の4に基づく「地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に関する戦略」を策定するとともに、地域資源活用価値創出の取組を推進するものとする。

第12 地域支援ネットワーク

支部は、地域内の関係機関との情報共有や事業連携等を図るために、農林事務所単位で設置している地域支援ネットワークを効果的に活用し、マッチングや連携を進める。

第13 交流会等の開催、マッチングの促進

地域資源活用・地域連携事業体と他の事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした交流会を開催する。県域で実施する場合には本部が、地域内で実施する場合には支部が実施する。地域間で連携した開催も可能とする。

また、地域支援ネットワーク等を活用し、地域資源活用・地域連携事業体と多様な事業者とのマッチングを促進する。

第14 対象経費と支出

本業務の対象経費は、国要綱により定められた交付対象経費とし、本部及び支部は、支

出管理簿で適正に管理することとする。

第15 職員の旅費の取扱い

本業務を執行するために、本部、支部の職員が活動した旅費については、予算の範囲内で支出することができる。

第16 その他

この要領に定めるもののほか、実施に必要な事項は、別途定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年5月13日から施行する。

附則

この要領は、平成27年5月8日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月11日から施行する。

附則

この要領は、平成28年5月11日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月26日から施行する。

附則

この要領は、令和2年5月20日から施行する。

附則

この要領は、令和4年5月6日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月14日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月12日から施行する。

附則

この要領は、令和7年5月7日から施行する。

別表 1

	推進体制	構成員
本部	マーケティング課	・本部長（マーケティング課長） ・統括企画推進員（食の魅力創造班長） ・本部企画推進員（食の魅力創造班）
支部	賀茂支部（賀茂農林事務所）	・支部長（農業振興部長） ・地域企画推進員（地域振興課（富士農林事務所にあつては、生産振興課））
	東部支部（東部農林事務所）	
	富士支部（富士農林事務所）	
	中部支部（中部農林事務所）	
	志太榛原支部（志太榛原農林事務所）	
	中遠支部（中遠農林事務所）	
	西部支部（西部農林事務所）	
	水産支部（水産・海洋技術研究所）	・支部長（研究統括官） ・地域企画推進員（普及総括班（伊豆分場、浜名湖分場、富士養鱒場にあつては、普及班））
	農林技術研究所支部（農林技術研究所）	・支部長（企画調整部長） ・地域企画推進員（企画調整班）
	工業技術研究所支部（工業技術研究所）	

別表 2

内 容	必要書類
支援対象者等の決定	国実施要領別紙様式第 6 号（項目 1 ～ 5 を作成）
経営改善状況等の評価	国実施要領別紙様式第 11 号、同第 15 号